

## 防災豆知識

### 日ごろの備えを万全に！

#### 1 安全な避難路の確認を

日ごろから、大雨や地震の際に避難する場所やそこまで行く経路、方法を家族で話し合い、実際の災害時に安全に避難できるかどうか確認しておきましょう（複数の選択肢を準備）。

#### 2 非常持ち出し品の準備を

日ごろから、いざという時にすぐに持ち出せる非常持ち出し品の準備をしておきましょう

（貴重品類  
（現金、身分証明書  
など）、避  
難用具類（懐中電灯、携帯電話  
充電器、ラジオ、雨具など）、救  
急用具（常備薬、処方薬、お薬手  
帳など）、衣類・生活用品類、非  
常食・携行食類、その他）。重さ  
は10kg位を目安に、リュックに  
まとめましょう。



☎危機管理課危機管理係 ☎286・3210

## 地域安全 ニュース

電話の内容を振り込む前にもう一度チェック！

### その電話、「詐欺」ではありませんか？

家族や警察官に成ります

#### ◆オレオレ詐欺

- ☑️「ここをチェック
- ☑️「携帯電話の番号が変わった」と言われた。

- ☑️子どもや孫からの電話で「どうしてもお金が必要」と頼まれた。（使い込み、保証人、事故など）

- ☑️「金融機関等で振り込む理由を聞かれたら、こう答えて」と頼まれた。（結婚式費用、車購入代金など）

税金の還付などへ偽の

#### ◆還付金等詐欺

- ☑️「ここをチェック
- ☑️「お金が戻ってくる」と言われた。

- ☑️役所などからの電話で「ATMで手続きをする」と言われた。

- ☑️ATMコーナーに着いたら電話するように言われた。  
※社会保険庁、税務署などからATMでお金が振り込まれることはありません。



☎御船地区防犯協会連合会御船警察署 ☎282・1110

## かしこい消費者

〜教えて！契約〜

### 判断力の不十分な人が

#### 契約したら

#### ■意思能力の有無

意思能力とは、自分の行為の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定をする精神的な能力のことです。意思能力がない人が行った契約や遺言などの法律行為は無効ですが、意思能力の有無の判断は極めて難しく、契約などの無効を主張することは困難です。

そこで、成人でも意思能力が不十分な人の保護と自己決定の尊重、取引の安全を図るために、成年後見人制度が設けられています。成年後見人制度を利用していない場合、判断力が不十分だったというだけの理由では、契約を取り消すことは困難です。

#### ■特別法による配慮

特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売において「老人その他の判断力の不足に乗じて契約を締結させること」があった場合には、事業者は是正または改善措置を命じられることが



あるとされています。また、訪問販売においては、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える販売（過量販売）がなされた場合は契約を解除できるとされています。過量販売の被害は、判断力が不十分な高齢者に多いので、この規定によって救済されることと考えられます。

金融商品取引法では、金融商品の取引業者は顧客の知識、経験、財産の状況および契約目的に照らして不適切な勧誘を行うことがないように業務を行わなければならないとされています。このように、事業者には、顧客の契約への適合性に配慮する義務があり、違反した場合には違法とされることがあります。

☎上益城広域消費生活相談室（危機管理課危機管理係） ☎286・3210